

加茂市ホームページ作成等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が情報発信力の強化を図ることを目的に、自社のホームページ作成等を行った事業者に対し、そのホームページ作成等費用を補助するため、予算の範囲内で加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下、「規則」という。）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、情報発信力の強化を図るために行うホームページ作成等に取り組み販路拡大に資するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、国や県が行う同様の支援制度の交付を受けている場合は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者（以下、「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるところによる。ただし、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等は補助対象者とする。また、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者あるいは事業協同組合等であること。ただし、大型チェーン店は除く。
- (2) 同一年度内で当該補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税を完納している者
- (4) 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人でないこと。

(交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費 ホームページ作成委託料等費用。ただし、消費税及び地方消費税相当額並びに銀行等への口座振込手数料は、補助対象経費としない。
- (2) 補助率等 補助対象経費の5分の4以内。ただし、上限金額を新規作成20万円、更新等10万円とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金申請期間)

第5条 補助金の申請受付期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市ホームページ作成等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請する補助対象経費の一覧
- (2) 申請する補助対象経費の領収書などの写し
- (3) 当該事業の内容を証明する書類の写し
- (4) 振込先口座を確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第10条の規定による補助事業の実績報告は、前項の補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(補助金の決定通知及び確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市ホームページ作成等支援事業補助金交付決定通知兼確定通知(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、前項の通知によるものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。